

(第81号議案)

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

1 条例の目的

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めることを目的としている。

2 改正理由

今回の改正は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、介護補償の額及び葬祭補償の額並びに補償基礎額について改める必要がある。

3 改正内容

(1) 介護補償の額を政令に定める介護補償の限度額に準じて改定する。

(第11条関係)

- ア 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
85,490円 → 90,790円
- イ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
42,700円 → 45,400円

(2) 葬祭補償の額を政令に定める額に準じて改定する。(第25条関係)

315,000円 → 330,000円

(3) 補償基礎額の補償基礎額表の一部を改める(第3条関係別表)

ア 学校医及び学校歯科医の補償基礎額

5年未満 7,285円 → 7,640円
5年以上10年未満 8,850円 → 9,213円

イ 学校薬剤師の補償基礎額

5年未満 6,135円 → 6,400円
5年以上10年未満 7,215円 → 7,333円

4 新旧対照表 別紙のとおり

5 実施時期

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正案							現行						
第1条～第10条 (略)							第1条～第10条 (略)						
(介護補償)							(介護補償)						
第11条 (略)							第11条 (略)						
2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。							2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。						
(1) (略)							(1) (略)						
(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>90,790円</u> 以下である場合に限る。） <u>90,790円</u>							(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>85,490円</u> 以下である場合に限る。） <u>85,490円</u>						
(3) (略)							(3) (略)						
(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>45,400円</u> 以下である場合に限る。） <u>45,400円</u>							(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>42,700円</u> 以下である場合に限る。） <u>42,700円</u>						
第12条～第24条 (略)							第12条～第24条 (略)						
(葬祭補償)							(葬祭補償)						
第25条 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給して行う。							第25条 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給して行う。						
第26条～第29条 (略)							第26条～第29条 (略)						
附 則 (略)							附 則 (略)						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
医師、 歯科医	5年未 満	5年以 上10	10年 以上1	15年 以上2	20年 以上2	25年 以上	医師、 歯科医	5年未 満	5年以 上10	10年 以上1	15年 以上2	20年 以上2	25年 以上

師又は 薬剤師 としての 経験 年数		年未満	5 年未 満	0 年未 満	5 年未 満	
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	7, 6 4 0 円	9, 2 1 3 円	(略)	(略)	(略)	(略)
学校薬 剤師の 補償基 礎額	6, 4 0 0 円	7, 3 3 3 円	(略)	(略)	(略)	(略)

師又は 薬剤師 としての 経験 年数		年未満	5 年未 満	0 年未 満	5 年未 満	
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	7, 2 8 5 円	8, 8 5 0 円	(略)	(略)	(略)	(略)
学校薬 剤師の 補償基 礎額	6, 1 3 5 円	7, 2 1 5 円	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項第2号及び第4号並びに第25条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項第2号及び第4号の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに旧条例第25条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。